

掛川市条例第68号

掛川市海洋センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月25日

掛川市長

(別紙)

掛川市海洋センター条例の一部を改正する条例

掛川市海洋センター条例（平成17年掛川市条例第170号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中

1,000円	1,000円	700円	1,000円
500円	500円	350円	500円

を

「

1,020円	1,020円	720円	1,020円
510円	510円	360円	510円

に改める。」

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市海洋センター条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における使用許可に係る利用料金から適用し、施行日前における使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例第8条第3項の規定による承認は、この条例の施行前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。